



令和6年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 福祉用具系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課



注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）**
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）



次第

1. 令和6年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）



令和6年度の運営指導における指摘事項等について



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない事例が認められた。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について従業員等に周知徹底すること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

記録の整備

(3). 指摘内容

サービス提供記録等に、修正テープを使用している箇所が散在していた。修正する際には見え消し等で修正し、修正テープや修正ペン等を使用しないようにすること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

秘密保持等

(3). 指摘内容

利用者の個人ファイルで、他利用者の情報が記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。個人情報の取扱いに注意すること。



介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)



(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

運営規程

(3). 質問

虐待防止、身体的拘束、BCP（業務継続計画）の策定について、運営規程と重要事項説明書に追加する必要があるか。

(4). 回答

虐待防止の事項については、運営規程に記載する必要がある。身体的拘束やBCP（業務継続計画）については、記載する必要はない。



(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

委員会の開催

(3). 質問

身体的拘束、虐待防止等の委員会について、複数事業所による合同開催は可能か。

(4). 回答

法人内の複数事業所による合同開催、他委員会との合同開催、複数の小規模事業所による合同開催が可能である。



(1). サービス種別

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(2). 項目

貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

(3). 質問

利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものか。

(4). 回答

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数



(1). サービス種別

特定福祉用具販売

(2). 項目

特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認

(3). 質問

販売後の状況確認については、どの程度の期間を追う必要があるのか。試用期間を経て購入になる場合は、購入品引渡し時を最終確認とする認識で良いか。

(4). 回答

販売後、少なくとも1回、特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認が必要である。



(1). サービス種別

特定福祉用具販売

(2). 項目

複数個支給

(3). 質問

複数の特定福祉用具給付は可能か。

(4). 回答

既に購入した福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が支給が必要と認めるときは、複数個支給も考えられる（介護保険法施行規則第 70 条第2項）。



(1). サービス種別

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(2). 項目

貸与と販売の選択制

(3). 質問

医師やリハビリ専門職に意見聴取が円滑に行えない場合は、介護支援専門員や福祉用具貸与事業所やその他サービス担当者からの意見聴取のみでも問題ないか。

(4). 回答

必要な情報提供及び多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要があるという観点から、福祉用具貸与事業所その他サービス担当者の意見のみを取得するよりは、複数の意見を聴取することが望ましい。



以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、**忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）**
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）